

MOVOクラウド利用規約

作成：

東京都港区三田3丁目14番10号

株式会社 Hacobu

第1条（目的）

本規約は、株式会社 Hacobu（以下「当社」といいます。）が提供するシステム（以下「本システム」といいます。）の利用に関し、当社と会員の間、及び当社と同意ユーザの間にそれぞれ適用されます。なお、会員は、本システムの利用にあたり、本規約に同意したものとみなされます。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

1. 「本システム」とは、当社が会員に提供する物流効率化を目的としたソリューションであり、現時点で下記の機能を有するものを意味します。

(1) 貨物を倉庫に搬入しようとする各運送事業者に対して、各運送事業者が利用する倉庫内のトラックバース（荷物の積卸しをするためにトラックを接車するスペースをいいます。以下同じ。）を合理的に割り当て、これに基づき作成された入荷スケジュールに従って各運送事業者をトラックバースに誘導することで、迅速かつ円滑な倉庫運営を実現することを目的としたソリューション（以下、「MOVO Berth」といいます。）。なお「MOVO Berth」は、「納品予約」「自動割当」「受付」「その他オプション機能」の分割可能な各機能から構成され、その範囲は以下の通りです。

- 納品予約：倉庫等の拠点において、荷物の入荷もしくは出荷を行う場合に、トラック等の車両の希望入場時刻もしくは予定入場時刻・荷姿・車格・荷量等の情報を入力し、必要に応じて車両の予定入場時刻・接車予定バース・接車予定時間等の入場条件の調整を手動で行い、確定した入場計画をメール、SMS等の手段で関係者に通知する機能。また、予約データを CSV ファイル等でエクスポートする機能。

- 自動割当：上記の納品予約を行うにあたり、予め設定したアルゴリズムや機械学習の成果を活用し、手動ではなく自動で上記の調整を行う機能。

- 受付：タブレット、PC 等を利用し、倉庫等の拠点に到着するドライバーが到着記録を入力し、拠点側担当者が確認することができ、携帯電話のショートメッセージ機能等を使ってドライバーに接車誘導を行うことができる機能。また、その実績データを CSV ファイル等でエクスポートする機能。

- その他オプション機能：オンラインチェックイン機能（受付時に携帯電話を使って到着記録を入力する機能）、受付情報をプリントアウトする機能、その他当社が会員に別途提供する機能でバース管理ソリューションを強化する機能。

(2) 貨物を荷主が取引のある運送事業者に対して発注しようとする際に、配送案件の登録・発注、運送会社への一斉通知、配送案件の一覧管理、配送指示書の共有、ドライバー情報の登録、請求・支払集計などの機能をオンラインで提供し、運送関連業務の効率化を実現することを目的としたソリューション（以下、「MOVO Vista」といいます。）。

(3) 会員の貨物を当社が利用運送事業者として運送するシステムであり、オンラインで効率的に受発注を行うサービス（以下「MOVO 配送マッチング」といいます。）。MOVO 配送マッチングを会員が利用する場合、会員は当社が別途定める配送依頼サービス利用規約に従う。

(4) トラック等の自動車の動態を、ハードウェアもしくはスマートフォンのアプリケーション等を利用して取得し、クラウド上に分析・集計機能等と共に表示するソリューション（以下「MOVO Fleet」といいます。）。

- (5) かご車やパレット等の流通資材の位置情報を、ハードウェアを利用して取得し、クラウド上に分析・集計機能と共に表示するソリューション（以下、「MOVO Seek」といいます。）。
- (6) 各運送事業者が配車業務を行うための機能をオンラインで提供し、各種サポート機能により効率的な配車を実現することを目的としたソリューション（以下「MOVO Dispatch」といいます。）。
2. 「本提供機能」とは、本システムのうち、当社が会員に提供する各機能の全部又は一部を意味し、具体的な提供内容については個別の利用規約及び会員との個別契約で定めるものをいいます。
3. 「会員」とは、本規約に同意の上、当社と本システムの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます。）を締結した法人、団体、組合または個人をいいます。
4. 「本利用権」とは、当社が会員に対して付与する、会員または本ユーザが一定期間、本提供機能を利用できる権利を意味します。
5. 「本ユーザ」とは、会員が本利用権を使用させる第三者を意味します。本ユーザには、会員の従業者、コンサルタント、受託者及び代理人、並びに会員が自己の業務を委託する法人または個人が含まれますが、これらに限定されません。なお、本ユーザには、本ユーザのうち本利用権を使用に際して本規約に同意した者（以下「同意ユーザ」といいます。）が自己的責任で本利用権を使用させる第三者も含まれます。
6. 「本拠点」とは、会員が本システムを利用する場所であり、複数トラックバースを管掌する1運営単位（会員が運営又は関与するものに限ります。）を意味します。
7. 「本情報端末」とは、本システムに連携させる情報の受発信が可能な情報端末であり、当社が提供するものもしくは会員が自ら準備するものを意味します。
8. 「受付箇所」とは、会員が本システムを利用する場所であり、車両管理の円滑化及び実績の記録を目的として、車両の入退場記録を納品運送事業者等に入力させるために本情報端末等を設置する箇所を意味します。
9. 「本サイト」とは、当社が本システムを提供するために運営するウェブサイトをいいます。本システムは、本サイトまたは次号に定義する本ソフトウェアを介して会員および本ユーザに提供されます。
10. 「本ソフトウェア」とは、当社が本システムを提供するために作成・公開するアプリケーション・ソフトウェアをい、アップデート版、修正版、代替品および複製物を含みます。
11. 「登録情報」とは、本システムを利用する前提として登録することが求められる、当社が定める一定の情報をいいます。

第3条（規約の変更）

1. 当社は、いつでも、会員及び同意ユーザの事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができます。
2. 当社が本規約の内容を変更した場合には、速やかに、その変更内容を会員及び同意ユーザに通知するものとし、通知において指定された期日以降は、変更後の本規約が適用されます。なお、会員及び同意ユーザが通知において指定された期日以後に本システムを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第4条（通知）

1. 当社は、本システムに関連して会員及び同意ユーザに通知をする場合には、本サイトもしくは本ソフトウェア内で掲示する方法、または登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。
2. 前項に定める方法により行われた通知は、前者の場合には通知内容が本サイトもしくは本ソフトウェア内に掲示された時点に、後者の場合は当社が電子メール・文書を発信した時点に、それぞれその効力を生じるものとします。

第5条（本利用契約の成立および終了）

1. 本利用契約は、本システムの利用を希望する者が、本利用規約の内容に同意し、当社が指定する方法で申込みを行い、当社が受諾した時点で成立するものとします。
2. 当社が前項の申込みを受諾した日から本システムを利用できます。
3. 未成年者が本システムの利用を希望する場合には、法定代理人の同意が必要になります。未成年者が当社所定の法定代理人の同意書を提出した場合には、本システムの利用及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。
4. 会員は、本契約の成立後、契約期間内に解約をすることはできません。会員の都合により本システムの全部または一部を契約期間内に解約した場合、解約料として、本来の契約期間満了日までに生じる本システム利用料金相当額を当社に支払うものとします。会員が当社に対して既に当該金額を支払い済みである場合には、当社は当該金額を解約料として充当し、不足額の生じる場合には当該不足額を解約料としてお支払いいただきます。
5. 本システムの全部または一部を解約した場合、対応する本利用権については直ちに利用不可能になり、本情報端末を当社が会員に貸与している場合については、会員は当社に直ちに本情報端末を返却するものとし、その際の郵送料については会員が負担することとします。
6. 本条の規定に関わらず、当社又は会員が第22条に該当する場合は、相手方は、事前の通知なく一方的に契約を解除することができます。

第6条（利用料金及び支払い方法）

1. 会員は、当社に対して、本システムの利用（本利用権の付与、もしくは本情報端末の購入、貸与等を含みますが、それに限られません。）の対価として当社と会員との間で別途定める利用料金を支払います。
2. 会員は、利用料金を、当社が指定する方法により、当社指定の期日までに支払うものとし、当社は、いかなる場合にも受領した利用料金の返金には応じません。
3. 利用料金が毎月課金される場合について、本利用権の付与および解除が月内に行われた月に関しても、会員は、当社に対し、月額利用料金の満額を支払うものとします。

第7条（カスタマーサポートおよびサービスレベル）

1. 当社は、会員に対し、本提供機能を1日24時間、週7日提供する合理的な努力を行います。ただし、次に掲げる場合は、当社は会員に対し、本提供機能を提供しないことができます。
 - (1) 本システムに係るシステムのメンテナンス等に必要な範囲で本提供機能を停止する場合（この場合、当社は停止の8時間以上前に会員に対し通知するよう努めますが、当社がやむをえないと判断する場合は事前の通知を行うことなく本提供機能の停止を行うことができます。）
 - (2) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落雷、火災、地震その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、テロ行為、ストライキ等の労働争議、インターネットサービスプロバイダの障害若しくは遅延又はサービス拒否（DoS攻撃を含みますが、これに限られません。）その他の人為的な現象のうち、通常予見が困難なものであって、当社及び会員のいずれの責めにも帰さないものをいいます。）により本提供機能を停止する場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、本システムの提供を行うことが困難になった場合
 - (4) 適用のある法令に従って本提供機能を停止する場合
 - (5) その他、当社の責めに帰すことができない事由により、当社が必要やむを得ないと判断した場合
2. 当社は、当社の営業日の午前9時から午後6時までの間に、会員または本ユーザから本提供機能の利用方法等に関する電話又はメール等での問い合わせがあった場合には、必要な範囲で速やかに回答を行います。

3. 当社は、本提供機能に不具合が生じた場合に、速やかに不具合の原因を発見するために合理的な監視体制を整え、不具合を速やかに改修するよう努めます。
4. 当社は、本システムに関連するデータ（本サイト、本ソフトウェアもしくは本情報端末から取得される利用データを含むが、それに限られない。）（以下「本システム関連データ」といいます。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に保管・管理し、データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じます。
5. 本提供機能のサービスレベルは、次のとおりとします。
 - (1) 可用性：99%を目標とします。
 - (2) セキュリティ：SSLによる暗号化通信を行います。
 - (3) 目標復旧時間：24 時間とします。
 - (4) 二重化及び監視：サーバーの二重化を行い、片系ダウンした場合でも業務継続可能な態勢を構築します。また、当社が片系ダウンを知った後速やかに二重化を再構築します。
 - (5) 推奨環境：PC環境については、OSは Microsoft Windows 10、ブラウザは最新バージョンのGoogle ChromeまたはMicrosoft Edge。タブレット及びスマートフォンについては、(i) OSはiOSでブラウザはSafari (ii) OSはAndroidでブラウザはGoogle Chromeのいずれか（ブラウザはいずれも最新バージョン）。フィーチャーフォンについては一部SSL非対応の端末では利用できません。なお、タブレット、スマートフォン、フィーチャーフォンの利用は、本提供機能がモバイルでの利用を想定している場合に限ります。

第8条（周辺機器の貸与）

1. 会員は、当社から本システムを利用する上で必要な本情報端末の貸与を受けることがあります。
2. 会員は、当社から貸与を受ける本情報端末の種類、台数、貸与に伴い当社に支払う利用料金、借用期間及び返却期限を含む貸与条件について、当社と書面もしくは電磁的方法により合意した上で、本情報端末を利用するものとします。
3. 前項の貸与条件については、当社及び会員の書面もしくは電磁的方法による合意により、適宜変更することができます。
4. 会員は、当社から貸与をうけた本情報端末（以下「貸与情報端末」といいます。）について、当社の事前の書面による承諾なしに変更・改变等は行わないものとします。
5. 会員は、貸与情報端末について、本システムの目的以外の目的で使用してはならず、貸与端末の利用および保管については、十分に注意するものとします。例えば、会員は、貸与情報端末の利用および保管について、下記の各号のような取扱いを行う必要があります。
 - (1) 貸与情報端末を落下させないように注意する、貸与情報端末を使用しない時や運搬する時は収納ケースに保管する等、衝撃を貸与情報端末に加えてはいけません。
 - (2) 貸与情報端末を水濡れさせないように保管しなければいけません。
 - (3) 貸与情報端末を設置する際に強い力を加えない、貸与情報端末の設置に工事が必要な場合は専門的知見を有する者に委託する等、貸与情報端末の設置時にこれが破損しないよう丁寧に取り扱わなければなりません。
6. 第5項に従い貸与情報端末の貸与時に確認されなかった損傷等がある場合、通常の使用に伴う経年劣化を上回る外観・内部の劣化が認められる場合は、会員に貸与情報端末の使用上の過失があったものとみなします（以下「有責損耗・破損」といいます。）。
7. 会員が貸与情報端末を使用するにあたって、会員の使用上の過失によって生じた損害（有責損耗・破損を含みます。）については、当社は、一切の責任を負いません。

8. 貸与情報端末の貸与に至った本システムの利用期間に貸与情報端末が通常の使用に耐えなくなった場合には、会員に使用上の過失（有責損耗・破損を含みます。）が認められない限り、当社は、本情報端末を無償で交換するものとします。その際の郵送料については国内への発送（北海道、沖縄、離島を除きます。）に限り当社が負担することとします。

9. 貸与情報端末は、当社から会員に発送する時点で損傷の有無および動作の確認をしています。発送後7営業日以内に会員から特段の申し出がない限り、当社は、会員に対し、損傷が無く正常に作動する貸与情報端末を引き渡したものとみなします。

10. 当社は、前項に定める場合以外にも、品質向上の目的等で、貸与情報端末を適宜交換できるものとし、会員は、遅滞なくこれに協力するものとします。

11. 有責損耗・破損により修理・交換を必要とする場合には、当社は、会員に当社が本情報端末を販売する場合の販売料金に相当する費用を上限として、弁償金を請求する場合があります。

12. 会員は、貸与情報端末について、譲渡、質入、転貸処分を行い、または貸与情報端末を本ユーザに利用させる等の手段によって、会員が収益を得る行為をしてはなりません。但し、会員が関与する物流業務の効率化を目的として、本ユーザに貸与情報端末を利用させる場合であって、当社が会員に請求する利用料金を超えない範囲で、会員が本ユーザに対して利用料金の一部または全部を負担させることを妨げるものではありません。

13. 当社は、会員に対し、第9項に従い貸与情報端末を引き渡した場合には、会員に生じた使用目的を達しない等の一切の損害については責任を負いません。

第9条（禁止行為）

会員及び同意ユーザは、本システムに関連して次の各号に定める行為を行ってはいけません。また、会員は、本ユーザが次の各号に定める行為を行わないよう遵守させる義務を負い、本ユーザの本利用規約違反は、会員の本利用規約違反とみなし、会員および本ユーザは連帯して責任を負うものとします。

1. 当社に対して虚偽の申告をする行為
2. 本利用契約に基づき当社から提供された本サイト、および本ソフトウェアを含む情報および役務を本システムの目的以外のために使用する行為
3. 本提供機能を本利用規約、当社と会員の個別契約、当社が会員に提供する説明書等の資料等に定められた方法以外の方で使用する行為
4. 当社もしくは第三者の財産（知的財産権を含む。）、プライバシーもしくは信用等を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
5. 前号以外で当社もしくは第三者の利益を不法に侵害する行為または侵害するおそれのある行為
6. 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
7. コンピュータウイルスなどの有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為、またはそのおそれのある行為
8. 当社と会員との個別契約で定める者以外に本情報端末を使わせたり、本利用権の利用可能な範囲を超えて本サイトや本ソフトウェアにアクセスするためのIDを利用させたりする行為
9. 第三者のIDおよびパスワードを不正に使用または取得する行為
10. 本システムの運営を妨害し、もしくは本システムの信用を毀損し、またはそれらの恐れがある行為
11. 前号に定めるものの他、不正アクセス行為等当社による業務の遂行、本システムの実施もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれのある行為

第10条（ソフトウェアに関する禁止事項）

会員及び同意ユーザは、本ソフトウェアの利用にあたり、第9条に定める事項の他、次の各号に定める行為を行ってはいけません。また、会員は、本ユーザが次の各号に定める行為を行わないよう遵守させる義務を負うものとします

1. 本ソフトウェアの複製、翻訳、翻案等の改変を行うこと
2. 本ソフトウェアの販売、配布、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、譲渡、またはリースその他の処分を行うこと
3. 本ソフトウェアに設けられたコピーガード等の技術的な保護手段を回避する方法で使用すること
4. 本ソフトウェアの一部または全部のリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行い、またはその他の方法でソースコードを抽出すること
5. 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
6. 前各号に定める他、本ソフトウェアの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為

第11条（本システム利用に関する注意事項）

会員および同意ユーザは、以下の事項を承諾した上で、本システムを自己の責任で利用し、また、会員は、本ユーザをして以下の事項を承諾させた上で本システムを利用させるものとします。

1. 本システムの不正アクセス又は不正利用を防止するために必要な措置を講じ、不正アクセス又は不正利用を発見したときは、速やかに当社に対して通知すること
2. 本システムにアクセスするためのIDおよびパスワード等を、自己の責任において管理し、その漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の損害を当社に賠償すること
3. 当社と競業する第三者（本システムと同等もしくは類似するサービスを提供する事業者および提供する具体的な計画を持っている事業者、これに類する事業者および個人を含みますが、これに限られません。）に対し、本システムの画面、機能、操作等を閲覧又は開示しないこと
4. 本情報端末の電波の受信状況その他本情報端末の機能上の制限により、本システムの提供を受けられないことがあること
5. 本システムが対象としている国または地域のうち、本システム情報を提供できない場所が一部あること
6. 自動車等の運転中または歩行中に、本情報端末の操作または画面を注視しないこと
7. 本システムを利用する際には、実際の信号機、道路標識、道路標示その他の交通規制および道路状況に従うこと

第12条（会員の責任）

会員は、本ユーザをして本規約に基づき会員が負う義務を遵守させるものとし、本ユーザによる本システムの使用は本規約に基づくものとします。本ユーザの本規約違反は、会員の本規約違反とみなし、会員および本ユーザは連帯して責任を負うものとします。

第13条（ソフトウェアの修正等）

当社は、あらかじめ会員及び同意ユーザへ通知を行うことなく、本ソフトウェアの修正、変更、アップデート、または提供の終了を行う場合があります。

第14条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、本提供機能に関して相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、書面もしくは電磁的な方法により秘密である旨を明示して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で、開示後10日以内に書面または電磁的な方法により内容を特定した情報を意味します。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- (4) 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 本提供機能に関して、会員が当社に支払う利用料金の金額・内訳に関する情報は、当社の秘密情報とみなされます。

3. 当社及び会員は、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除いては、秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、当社及び会員は、法令に基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができます。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講じます。

5. 当社及び会員は、秘密情報を本規約および個別契約の目的の範囲でのみ使用し、本規約および個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、相手方から事前の書面による承諾を受けなければならないものとします。

6. 当社及び会員は、秘密情報を本規約および個別契約の目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員に限り開示することができ、本規約および個別契約に基づき会員が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に対し、退職後も含めて課さなければならないものとします。

7. 本条の規定は、当社と会員との契約終了後も3年間存続します。

第15条（個人情報）

- 1. 当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守すると共に、当社の個人情報保護方針に基づき、本システムに関して取り扱う個人情報を管理します。
- 2. 会員及び同意ユーザは、個人情報保護法を遵守します。また、当社の個人情報保護方針に同意した上で本システムを利用し、また、当社から必要に応じて個人情報の提供を受けると共に、個人情報について善良な管理者の注意を持って管理します。

第16条（財産権）

本システムに関する権利（著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権及びパブリシティ権等の知的財産権を含みます。）および利益は当社及び正当な権利者たる第三者に帰属し、本利用契約の成立は、本システムの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第17条（登録情報の変更）

会員は、登録情報に変更が生じた場合には、当社が指定する方法により速やかに届出を行います。当社は、登録情報の変更の届出がなされなかったことにより会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第18条（会員の提案等）

当社は、会員の本システムに関する提案・意見等を、本システムの向上に活かすことができます。

第19条（免責）

当社は、会員に対し、本システム及び本提供機能に関して、いかなる将来の機能の提供を約束するものではありません。また当社は、本利用規約または個別契約に明示的に規定されている場合を除き、明示的か默示的かを問わず、いかなる種類の保証も行いません。また、当社は、当社が利用する電気通信事業者もしくはホスティング事業者の責めに起因する損失又は損害について如何なる責任も負いません。

第20条（契約終了に伴うデータの取扱）

当社は会員との契約が終了した場合、会員の本システム関連データを保持し、提供する義務を負いません。

第21条（データ利用）

- 当社は、本システムの適正な運用ならびに会員による本システム利用の有効性および効率性の向上に資するため、会員の本システム利用状況を確認し、会員の本システム関連データを分析する場合があります。
- 当社は、本システム関連データについて、個社・個人が識別できない様の統計情報として加工・編集した上で、本システムもしくは本システムに付随する当社システムの利便性向上、および当社の業務改善の目的で利用できます。

第22条（反社会的勢力の排除）

- 当社及び会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 当社及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 当社又は会員が、第1項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、相手方は当該違反の有無につき、当社又は会員の調査を行うことができ、当社又は会員はこれに協力するものとします。また、当社及び会員は、自己が、第1項のいずれかに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
- 当社又は会員が前三項のいずれかに違反した場合は、本利用契約の全部又は一部につき自己の有する期限の利益を喪失し、相手方は通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- 当社又は会員が本利用契約の履行に関して委託先を起用している場合において、かかる委託先（委託が数次にわたるとときは、その全てを含む。）が、反社会的勢力又は第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、相手方は、該当する委託先を起用している当社又は会員に対して、該当する委託先が当事者となる契約の解約その他必要な措置を講ずるよう求めることができます。また、相手方がかかる措置を講ずるよう求めたにも拘らず、当社又は会員が正当な理由なくこれを拒否した場合、相手方は当社又は会員の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本利用契約を解約することができるものとします。
- 当社及び会員は、前二項に基づく解約により解約された相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第23条（当社契約の解除）

会員に以下に定める事由の一が生じた場合には、当社は、何らの通知または催告なく、本利用契約を解除し、本システムの提供を直ちに終了させることができるものとします。その場合、会員は、本利用契約を解除した時点で当社に対して負担している一切の金銭債務を直ちに弁済すると共に、これによって当社が負担した費用や損害の一切を賠償するものとします。

1. 本利用規約のいずれかの条項に違反し、かかる違反を治癒すべき旨の催告を受領してから30日以内にかかる違反が治癒されない場合
2. 支払停止もしくは銀行取引停止処分、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する倒産手続開始の申立があった場合
3. 解散の決定がなされた場合、または解散命令が下された場合
4. その他、資産、信用または支払い能力に重大な変更が生じた場合

第24条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、当社の事前の承諾を得ることなく、本利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保を設定してはならないものとします。

第25条（準拠法および管轄裁判所）

本利用規約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。また本利用規約に関して会員と当社の間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2018年8月3日 制定・施行

2019年5月31日 第8条を追加

2019年12月17日 第22条・第24条を一部改訂

2020年2月19日一部改訂

2020年4月8日一部改訂

2021年4月16日一部改訂

2021年5月6日一部改訂

2022年2月8日一部改訂

2022年2月28日一部改訂

2022年10月17日一部改訂

MOVO Berth利用規約

作成：

東京都港区三田3丁目14番10号

株式会社 Hacobu

第1条（目的）

本規約は、株式会社 Hacobu（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの利用に関し、当社と会員の間に適用されます。会員は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意したものとみなされます。

第2条（定義）

本規約の用語は、「MOVO クラウド利用規約」及び本条各号に定めるとおりとします。

- 「本サービス」とは、「MOVO クラウド利用規約」に定める「MOVO Berth」を意味します。

第3条（本提供機能）

- 当社は、会員に対し、「MOVO クラウド利用規約」及び本規約に従い、本サービスを提供します。
- 本サービスのうち当社が会員に提供する機能の範囲及び利用料金については、当社が会員に提示する見積書に定めます。
- 会員以外の会員が利用可能な本提供機能の内容については当社が定めます。
- 本サービスに関する当社と会員の間の個別契約（以下「個別契約」といいます。）は、当社が発注書を受領した日に成立します。
- 会員は、見積書の内容に基づき当社が用意する雛形に、記名押印または署名した上で、当該書面の電磁的コピーをメールもしくはFAXで送付する方法によって発注を行い、当該電磁的コピーを当社は発注書とみなします。記名捺印または署名した書面の原本は会員が自らの責任で保存するものとします。
- 当社は、会員に対し、本サービスに係る「納品予約」と「割当」については本拠点1箇所あたり1個の本利用権を付与し、また、本サービスに係る「受付」については受付箇所1箇所あたり1個の本利用権を付与します。
- 当社は会員に対し、オプション機能において、サービスの利用量に応じた課金を行うができるものとします。その場合、当社は見積書において事前に概算の見込発信数を元に一括で請求させていただいておりますが、既定の発信数を超えた場合、追加で請求をいたします。また、その場合にプランの変更をお願いすることがございます。
- その他オプション機能に関する本利用権の付与については、当社と会員の間で個別に合意します。

第4条（利用開始および利用料金）

- 個別契約の締結日より、当社は会員に見積書および発注書に定める内容の本利用権を付与します。

2. 会員が本提供機能を利用するためには必要な措置（登録情報の提供や必要な設備の準備等を含むが、これに限られない。）は会員の責任で行うものとします。
3. 個別契約の締結日より、会員は当社に利用料金を支払う義務を負います。
4. 会員が本サービスの利用について当社に支払う利用料金の金額、支払方法については、別途見積書および発注書で定めることとします。なお、会員が本サービスの利用について、本利用権もしくは本提供機能の提供範囲を追加する場合も同様とします。
5. 会員は本サービスの契約期間中、本利用権の個数を減らすこと及び本提供機能の範囲を少なくする事は、当社が別途合意しない限り、できないものとします。

第5条（契約期間及び解約）

1. 個別契約の有効期間は、個別契約の締結日から1年間とし、有効期間満了日の前月末日までにいずれの当事者からも個別契約を更新しない旨の書面による意思表示がされない限り、更に1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社及び会員は、前項に基づく解約を除いて、個別契約の有効期間中は、個別契約を解約することができないものとします。

第6条（協議）

当社及び会員は、本規約及び個別契約に定めのない事項、又は本規約及び個別契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上でこれを決定します。

第7条（合意管轄）

本規約及び個別契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2018年8月3日 制定・施行

2019年12月17日 一部改訂

2020年2月19日 一部改訂

2020年4月8日一部改訂

2022年2月28日一部改訂

2022年10月17日一部改訂

MOVO Fleet利用規約

作成：

東京都港区三田3丁目14番10号

株式会社Hacobu

第1条（目的）

本規約は、株式会社Hacobu（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの利用に関し、当社と会員の間に適用されます。会員は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意したものとみなされます。

第2条（定義）

本規約の用語は、「MOVOクラウド利用規約」および本条各号に定めるとおりとします。

- 「本サービス」とは、「MOVOクラウド利用規約」に定める「MOVO Fleet」を意味します。
- 「端末提供型サービス」とは、本サービスのうち、当社が会員に販売または貸与した本情報端末を利用することによって提供されるものをいいます。
- 「車載機器利用型サービス」とは、本サービスのうち、会員が、本サービスの対象とする車載機器（自動車に内蔵されているものを含む。）を自ら用意し、本情報端末として利用することによって提供されるものをいいます。

第3条（本提供機能）

- 当社は、会員に対し、「MOVOクラウド利用規約」および本規約に従い、本サービスを提供します。
- 会員以外の第三者（本ユーザ）が利用可能な本提供機能の内容については当社が定めます。

第4条（個別契約の成立）

- 本サービスに関する当社と会員の間の個別契約（以下「個別契約」といいます。）は、当社が発注書を受領した日に成立します。
- 会員は、当社が発行した見積書の内容に基づき、当社が用意する雛形に記名押印または署名した上で、当該書面の電磁的コピーをメールもしくはFAXで送付する方法によって発注を行うものとします。メールまたはFAXによる発注の場合、送信された電磁的コピーを発注書とみなすものとし、記名捺印または署名した書面の原本は会員が自らの責任で保存するものとします。

第5条（利用開始）

- 1.本サービスのうち当社が会員に提供する機能の範囲については、当社が会員に提示する見積書に定めます。
- 2.個別契約の締結日より、当社は会員に見積書および発注書に定める内容の本利用権を付与します。
- 3.会員が本提供機能を利用するためには必要な措置（登録情報の提供や必要な設備の準備等を含むが、これに限られない。）は会員の責任で行うものとします。
- 4.会員は本サービスの契約期間中、本利用権の個数を減らすことおよび本提供機能の範囲を減らす事は、当社が別途同意しない限り、できないものとします。

第6条（端末提供型サービスの利用料金）

- 1.会員が端末提供型サービスを利用する場合には、個別契約締結後、当社が会員に本情報端末を発送した日より、会員は当社に利用料金を支払う義務を負います。但し、第8条第8項に定める期間内に、会員が本情報端末の未着もしくは不具合等の申し出を当社に対して行った場合はその限りではありません。
- 2.前項の利用料金の金額および支払方法については、別途見積書および発注書で定めることとします。なお、会員が本サービスの利用について、本利用権または本提供機能の提供範囲を追加する場合も同様とします。
- 3.利用料金の支払方法が毎月自動口座振替となる場合、会員は当社が別途送付する預金口座振替依頼書に必要事項を記入し、受領後7営業日以内に当社に返送するものとします。預金口座振替依頼書が返送されない場合、当社は本提供機能の会員への提供を止める場合があります。また、この場合であっても、会員は利用開始から3か月分の利用料金については銀行振込で支払うものとします。

第7条（車載機器利用型サービスの利用料金）

- 1.会員が車載機器利用型サービスを利用する場合には、会員は、本条の定めるところにより、当社が別途定める初期登録料および月額利用料を支払う義務を負います。
- 2.前項の初期登録料は、本情報端末（車載機器）が、会員のユーザーアカウント上に登録されたときに発生するものとします。
- 3.第1項の月額利用料は、次の各号の条件を全て満たす本情報端末について発生するものとします。なお、月の途中でこれらの条件を満たした場合または月の途中でこれらの条件を満たさなくなった場合でも、その本情報端末については、当該月の月額利用料が発生するものとします。
 - (1) 本情報端末が、会員のユーザーアカウント上に登録されていること
 - (2) 個別契約が有効に存続していること
- 4.第1項の初期利用料ならびに月額利用料の金額および支払方法については、別途見積書および発注書で定めることとします。なお、会員が本サービスの利用について、本利用権または本提供機能の提供範囲を追加する場合も同様とします。
- 5.利用料金の支払方法が毎月自動口座振替となる場合、会員は当社が別途送付する預金口座振替依頼書に必要事項を記入し、受領後7営業日以内に当社に返送するものとします。預金口座振替依頼書が返送されない場合、当社は本提供機能の会員への提供を止める場合があります。また、この場合であっても、会員は利用開始から3か月分の利用料金については銀行振込で支払うものとします。

第8条（本情報端末－端末提供型サービス）

1.会員は、端末提供型サービスを利用する場合、本サービスを利用する上で必要な本情報端末を、下記の中から選択し、当社から購入または貸与を受けます。

(1) ムーボ・スティック（OBDタイプ）

(2) ムーボ・スティック（シガーソケットタイプ）

(3) ムーボ・スティック（結線タイプ）

(4) ムーボ・アイ

2.会員は、当社から購入し、または貸与を受けた本情報端末（以下「購入等情報端末」といいます。）について、当社の事前の書面による承諾なしに変更・改変等を行わないものとします。

3.会員は、購入等情報端末について、本サービスの目的以外の目的で使用してはならず、購入等情報端末の利用および保管については、充分に注意するものとします。例えば、会員は、購入等情報端末の利用および保管について、下記の各号のような取扱いを行う必要があります（但し、これらに限られません。）。

(1) 購入等情報端末を落下させないように注意する、購入等情報端末を使用しない時や運搬する時は収納ケースに保管する、車両の接触・衝突等の事故を起こさない等、車両が通常走行中に生じる振動を上回る大きな衝撃を購入等情報端末に加えてはいけません。

(2) 購入等情報端末を水濡れさせないように保管しなければいけません。

4.購入等情報端末を設置する際に強い力を加えない、購入等情報端末の設置に工事が必要な場合は専門的知見を有する者に委託する等、購入等情報端末の設置時にこれが破損しないよう丁寧に取り扱わなければなりません。

5.本条第8項に従い購入等情報端末の購入または貸与時に確認されなかった損傷等がある場合、通常の使用に伴う経年劣化を上回る外観・内部の劣化が認められる場合は、会員に購入等情報端末の使用上の過失があったものとみなします（以下「有責損耗・破損」といいます。）。

6.会員が購入等情報端末を使用するにあたって、会員の使用上の過失によって生じた損害（有責損耗・破損を含みます。）については、当社は、一切の責任を負いません。

7.購入等情報端末の保証期間の始期は個別契約の締結日とし、終期については発注書に別途定めるものとします。購入等情報端末の保証期間内に購入等情報端末が通常の使用に耐えなくなった場合には、会員に使用上の過失（有責損耗・破損を含みます。）が認められない限り、当社は、本情報端末を無償で交換するものとします。その際の郵送料については国内への発送（北海道、沖縄、離島を除きます。）に限り当社が負担することとします。

8.購入等情報端末は、当社から会員に発送する時点で損傷の有無および動作の確認をしています。発送後7営業日以内に会員から特段の申し出がない限り、当社は、会員に対し、損傷が無く正常に作動する購入等情報端末を、発注書に記載の個数、引き渡したものとみなします。

9.当社は、前項に定める場合以外にも、品質向上の目的等で、購入等情報端末を適宜交換できるものとし、会員は、遅滞なくこれに協力するものとします。

10.有責損耗・破損により修理・交換を必要とする場合には、当社は、会員に当社が本情報端末を販売する場合の販売料金に相当する費用を上限として、弁償金を請求する場合があります。

11.会員は、購入等情報端末について、譲渡、質入、転貸の処分を行い、または購入等情報端末を本ユーザに利用させる等の手段によって、会員が収益を得る行為をしてはなりません。但し、会員が関与する物流業務の効率化を目的として、本ユーザに購入等情報端末を利用させる場合であって、当社が会員に請求する販売料金または利用料金を超えない範囲で、会員が本ユーザに対し販売料金もしくは利用料金の一部または全部を負担させることを妨げるものではありません。

12.当社は、会員に対し、本条第8項に従い購入等情報端末を引き渡した場合には、会員に生じた使用目的を達しない等の一切の損害については責任を負いません。

13.当社は本サービスによって会員および本ユーザの利便のため、運行の遅延、安全運転状況等に関するアラートを参考情報として発することがあり、会員および本ユーザは運行の改善に役立てることができます。但し、会員および本ユーザは自己の責任で適切・安全な運行を行うものとし、会員および本ユーザに生じた事故等による、直接・間接の損害について、当社は一切責任を負いません。

14.会員が、購入等情報端末を車両に設置するため工事が必要な場合、当社は、会員の求めに応じて工事業者を会員に紹介することができます。但し、会員は、自らの責任において工事業者を評価・選定し、工事業者と直接契約を行い、設置にかかる工事を委託するものとし、当社は、当該工事に起因して会員または第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

15.ムーボ・アイの利用に付帯して会員がSDカードを利用する場合、原則として会員は当社が会員に支給する純正品を利用するものとし、純正品以外のものを会員が利用する場合は端末保証期間の対象外となります。

第9条（本情報端末－車載機器利用型サービス）

1.車載機器利用型サービスは、会員が、当社に対して、当社が指定した手順に従って利用申請を行い、会員の用意した車載機器が、本情報端末として本サービスに対応していることを当社が承認した場合にのみ利用することができます。

2.前項に加えて、本サービスの対象となる車載機器による記録される運行が、会員以外の第三者によってなされる場合には、会員は、利用申請時にその旨を申告しなければならず、この場合、当社は、当社が別途定める方法により、当該第三者から走行データを会員に対して提供することについて承諾を得ない限り、会員に対して本サービスを提供いたしません。

3.会員は、自己の責任および費用において、第1項で承認を受けた本情報端末の維持および管理をするものとします。本情報端末を利用して本サービスを利用するための通信費その他の費用は、会員が負担するものとします。

4.当社は本サービスによって会員および本ユーザの利便のため、運行の遅延、安全運転状況等に関するアラートを参考情報として発することがあり、会員および本ユーザは運行の改善に役立てることができます。但し、会員および本ユーザは自己の責任で適切・安全な運行を行うものとし、会員および本ユーザに生じた事故等による、直接・間接の損害について、当社は一切責任を負いません。

5.第1項の利用申請時に会員が申告した情報に虚偽または誤りがあった場合、または第2項の第三者の承諾が権限のない者によってなされたもしくは撤回された場合には、当社は、直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、本サービスの提供の停止により会員または第三者に発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。また、これらにより当社が第三者からクレームまたは請求（以下「クレーム等」という）を受けた場合には、会員は、自己の責任および費用において、当該クレーム等に対応するものとし、当社がクレーム等により損害、損失または費用（当社の入件費および合理的な弁護

士費用を含みます）（以下「損害等」といいます）を被った場合には、当社に対して、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

第10条（走行データの利用範囲）

会員は、本サービスに基づき当社から提供された走行データを、自動車の動態管理その他本サービスを自社で利用するために必要な範囲でのみ使用するものとし、その範囲を超えて、当該走行データを使用しましたは第三者に開示もしくは提供（走行データの第三者への売却等）することはできません。

第11条（走行データの利用・提供に関する保証）

会員は、会員に対する本サービスの提供について、当社が、本情報端末の走行データの本人からクレーム等を受けた場合には、自己の責任および費用において、当該クレーム等に対応するものとし、当社がクレーム等により損害等を被った場合には、当社に対して、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

第12条（端末提供型サービスの契約期間および解約）

1.個別契約の有効期間は、締結日から1年間とします。ただし、当社の発行した見積書に別途記載がある場合には、当該記載に従うものとします。

有効期間満了日の前月末日までにいずれの当事者からも個別契約を更新しない旨の書面による意思表示がされない限り、更に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

2.当社および会員は、前項に基づく解約を除いて、個別契約の有効期間中は、個別契約を解約することができないものとします。

第13条（車載機器利用型サービスの契約期間および解約）

1.個別契約の有効期間は、締結日から1年間とします。ただし、当社の発行した見積書に別途記載がある場合には、当該記載に従うものとします。有効期間満了日の前月末日までにいずれの当事者からも個別契約を更新しない旨の書面による意思表示がされない限り、更に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

2.前項に関わらず、車載機器利用型サービスを利用している会員については、会員が利用している本情報端末の提供事業者と当社との間で締結されているデータ提供契約が、理由の如何を問わず終了した場合には、個別契約も自動的に解除されるものとします。この場合、当社は、個別契約の解除により会員または第三者に生じた費用や損害につき、一切の責任を負いません。

3.当社および会員は、前項に基づく解約を除いて、個別契約の有効期間中は、個別契約を解約することができないものとします。

4.前項に関わらず、本情報端末の提供事業者の都合によりサービスを継続的に受けることができない場合には、個別契約の有効期間中でも解約することができます。

第14条（協議）

当社および会員は、本規約および個別契約に定めのない事項、または本規約および個別契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上でこれを決定します。

第15条（合意管轄）

本規約および個別契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2018年8月31日制定・施行

2019年8月6日一部改訂

2019年8月16日一部改訂

2019年12月17日一部改訂

2020年2月19日一部改訂

2020年4月8日一部改訂

2020年10月1日一部改訂

2020年10月16日一部改訂

2020年11月18日一部改訂

2021年3月11日一部改訂

2022年2月28日一部改訂

2022年9月20日一部改訂

2022年10月17日一部改訂

MOVO Vista利用規約

作成：

東京都港区三田3丁目14番10号

株式会社 Hacobu

第1条（目的）

本規約は、株式会社 Hacobu（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの利用に関し、当社と会員の間に適用されます。会員は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意したものとみなされます。

第2条（定義）

本規約の用語は、「MOVO クラウド利用規約」及び本条各号に定めるとおりとします。

- 「本サービス」とは、「MOVO クラウド利用規約」に定める「MOVO Vista」を意味します。

第3条（本提供機能）

- 当社は、会員に対し、「MOVO クラウド利用規約」及び本規約に従い、本サービスを提供します。
- 本サービスのうち当社が会員に提供する機能の範囲及び利用料金については、当社が会員に提示する見積書に定めます。
- 会員以外の会員が利用可能な本提供機能の内容については当社が定めます。
- 本サービスに関する当社と会員の間の個別契約（以下「個別契約」といいます。）は、当社が発注書を受領した日に成立します。
- 会員は、見積書の内容に基づき当社が用意する雛形に、記名押印または署名した上で、当該書面の電磁的コピーをメールもしくはFAXで送付する方法によって発注を行い、当該電磁的コピーを当社は発注書とみなします。記名捺印または署名した書面の原本は会員が自らの責任で保存するものとします。
- 当社は会員に対し、会員が本利用権を有する本サービスに係るオプション機能において、個別契約その他の当社及び会員間の合意に基づき、当該サービスの利用量に応じた課金を行うものとします。

第4条（利用開始および利用料金）

- 個別契約の締結日より、当社は会員に見積書および発注書に定める内容の本利用権を付与します。
- 会員が本提供機能を利用するためには必要な措置（登録情報の提供や必要な設備の準備等を含むが、これに限られない。）は会員の責任で行うものとします。

3. 個別契約の締結日より、会員は当社に利用料金を支払う義務を負います。
4. 会員が本サービスの利用について当社に支払う利用料金の金額、支払方法については、別途見積書および発注書で定めることとします。なお、会員が本サービスの利用について、本利用権もしくは本提供機能の提供範囲を追加する場合も同様とします。
5. 会員は本サービスの契約期間中、本利用権の個数を減らすこと及び本提供機能の範囲を少なくする事は、当社が別途合意しない限り、できないものとします。

第5条（契約期間及び解約）

1. 個別契約の有効期間は、個別契約の締結日から1年間とし、有効期間満了日の前月末日までにいずれの当事者からも個別契約を更新しない旨の書面による意思表示がされない限り、更に1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社及び会員は、前項に基づく解約を除いて、個別契約の有効期間中は、個別契約を解約することができないものとします。

第6条（協議）

当社及び会員は、本規約及び個別契約に定めのない事項、又は本規約及び個別契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上でこれを決定します。

第7条（合意管轄）

本規約及び個別契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2020年10月22日 制定・施行

2022年2月28日 一部改訂

2022年12月8日 一部改訂

MOVO Seek利用規約

作成：

東京都港区三田3丁目14番10号

株式会社 Hacobu

第1条（目的）

本規約は、株式会社 Hacobu（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの利用に関し、当社と会員の間に適用されます。会員は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意したものとみなされます。

第2条（定義）

本規約の用語は、「MOVO クラウド利用規約」及び本条各号に定めるとおりとします。

1. 「本サービス」とは、「MOVO クラウド利用規約」に定める「MOVO Seek」を意味します。

第3条（本提供機能）

1. 当社は、会員に対し、「MOVO クラウド利用規約」及び本規約に従い、本サービスを提供します。
2. 本サービスのうち提供する機能の範囲及び利用料金については、見積書兼発注書（当社が会員に提示し、会員が記名押印または署名した上で当社に原本を郵送または原本の電磁的コピーを返信したものに限ります。）に定めます。
3. 本サービスに関する当社と会員の間の個別契約（以下「個別契約」といいます。）は、当社が前項の見積書兼発注書の原本または電磁的コピーを受領した日に成立します。
4. 当社は、会員に対し、本サービスに係る本利用権を付与します。その他オプション機能に関する本利用権の付与については、当社と会員の間で個別に合意します。
5. MOVOクラウド利用規約の第7条第5項第5号に問わらず、本サービスにおいては、推奨環境はPC環境に限り、OSはMicrosoft Windows 10、ブラウザは最新バージョンのGoogle Chromeとします。

第4条（利用開始および利用料金）

1. 個別契約の締結日より、当社は会員に本利用権を付与します。
2. 会員が本提供機能を利用するためには必要な措置（登録情報の提供や必要な設備の準備等を含むが、これに限られない。）は会員の責任で行うものとします。
3. 個別契約の締結日より、会員は当社に利用料金を支払う義務を負います。

第5条（周辺機器）

1. 会員は、本サービスを利用する上で必要な本情報端末（以下「情報端末」といいます。）を、当社から購入する、または当社もしくはリース会社等から貸与を受けます。
2. 会員は、情報端末について、当社の事前の書面による承諾なしに変更・改変等を行わないものとします。

- 3.会員は、情報端末について、本サービスの目的以外の目的で使用してはならず、情報端末の利用および保管については、充分に注意するものとします。例えば、会員は、情報端末の利用および保管について、下記の各号のような取扱いを行う必要があります（但し、これらに限られません。）。
- (1) 情報端末を落下させないように注意する等、情報端末を取り付ける対象となる流通資材の通常の取扱上生じる振動を上回る大きな衝撃を情報端末に加えてはいけません。
- (2) 情報端末を設置する際に強い力を加えない、情報端末の設置に工事が必要な場合は専門的知見を有する者に委託する等、情報端末の設置時にこれが破損しないよう丁寧に取り扱わなければなりません。
- 4.第7項に従い情報端末の購入または貸与時に確認されなかった損傷等がある場合、通常の使用に伴う経年劣化を上回る外観・内部の劣化が認められる場合は、会員に情報端末の使用上の過失があったものとみなします（以下「有責損耗・破損」といいます。）。
- 5.会員が情報端末を使用するにあたって、会員の使用上の過失によって生じた損害（有責損耗・破損を含みます。）については、当社は、一切の責任を負いません。
- 6.情報端末の保証期間の始期は個別契約の締結日から1年とします。情報端末の保証期間内に情報端末が通常の使用に耐えなくなった場合には、会員に使用上の過失（有責損耗・破損を含みます。）が認められない限り、当社は、本情報端末を無償で交換するものとします。その際の郵送料については国内への発送（北海道、沖縄、離島を除きます。）に限り当社が負担することとします。
- 7.発送後7営業日以内に会員から特段の申し出がない限り、当社は、会員に対し、損傷が無く正常に作動する情報端末を引き渡したものとみなします。
- 8.当社は、前項に定める場合以外にも、品質向上の目的等で、情報端末を適宜交換できるものとし、会員は、遅滞なくこれに協力するものとします。
- 9.有責損耗・破損・紛失により修理・交換を必要とする場合には、当社は、会員に当社が本情報端末を販売する場合の販売料金に相当する費用を上限として、弁償金を請求する場合があります。
- 10.会員は、情報端末について、譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分をしてはなりません。
- 11.当社は、会員に対し、本条第8項に従い情報端末を引き渡した場合には、会員に生じた使用目的を達しない等の一切の損害については責任を負いません。
- 12.当社は本サービスによって会員および本ユーザの利便のため、端末の紛失や滞留を参考情報として発することがあり、会員および本ユーザは業務の改善に役立てることができます。但し、会員および本ユーザは自己の責任で回収等の業務改善を行うものとし、会員および本ユーザに生じた直接・間接の損害について、当社は一切責任を負いません。

第6条（契約期間及び解約）

- 1.会員が当社から情報端末を一括購入する場合には、個別契約にて別途規定がない限り締結日から1年間を有効期間とし、有効期間満了日の前月末日までにいずれの当事者からも個別契約を更新しない旨の書面による意思表示がされない限り、更に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。当社もしくはリース会社等から貸与時は、別途有効期間及び更新条件を定めるものとします。
- 2.当社及び会員は、前項に基づく解約を除いて、個別契約の有効期間中は、個別契約を解約することができないものとします。
- 3.予測できない事由でSigfox回線提供者からのサービスの提供が終了したことによる場合については、本サービスを変更・停止・終了する場合があります。当社は、Sigfoxサービスの変更、休止または終了により、会員その他の第三者に何らかの負担または損害が発生した場合においても、何ら責任を負わないものとします。

第7条（協議）

当社及び会員は、本規約及び個別契約に定めのない事項、又は本規約及び個別契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上でこれを決定します。

第8条（合意管轄）

本規約及び個別契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2020年8月5日制定・施行

2022年2月28日一部改訂

2022年10月17日一部改訂

MOVO API 利用規約

作成：

東京都港区三田3丁目14番10号

株式会社 Hacobu

第1条（目的）

株式会社Hacobu（以下「当社」といいます。）は、「MOVO API利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、「MOVOクラウド利用規約」に定める本システムと連携するための「MOVO API」（以下「本API」といいます。）を提供します。

第2条（定義）

本規約の用語は、「MOVO クラウド利用規約」に定めるとおりとします。

第3条（本規約の適用）

1. 本APIを利用するお客様（以下「お客様」といいます。）お客様は、本規約に同意する必要があり、別途書面により本規約に同意する意思表示を行った時点で、本規約を内容とする「MOVO API利用契約」（以下「本契約」といいます。）が成立します。なお、お客様が本APIを利用した場合には、お客様は、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。
2. お客様が本規約に同意した場合、お客様が所属する法人又はその他の団体（以下「法人等」といいます。）が本契約を締結したものとみなされます。但し、法人等に本契約の効果を帰属できなかった場合は、本規約に同意したお客様にその一切の責任が生じ、当社は、お客様に対し、本契約の履行を請求し、又は本契約を取り消します。
3. お客様が、法令、条例、規則、通達若しくは行政指導（以下「法令等」といいます。）により未成年者その他の制限行為能力者（以下「制限行為能力者」といいます。）に本APIを利用させる場合は、法定代理人等の同意を得る必要があります。なお、お客様が本規約に同意した場合、制限行為能力者による本APIの利用については法定代理人等の同意を得たものとみなされます。

第4条（本規約の改定）

当社は、本規約を任意に改定できます。本規約の改定は、改定後の本規約を当社所定のウェブサイト（以下「当社ウェブサイト」といいます。）に掲示した時点でその効力を生じ、お客様は、改定後の本規約に従います。

第5条（本APIの概要）

1. お客様は、本APIの具体的な内容が当社ウェブサイトに掲示した内容、又は書面その他当社が別途指定した方法により提示した内容となることを確認し、承諾します。
2. 当社は、お客様が本APIを介して連携するアプリケーション（以下「本アプリケーション」といいます。）の設計、試験、開発、販売、使用その他別途許諾した行為を行うことを目的（以下「本目的」といいます。）として、お客様に対し、本API及びこれに関して提

供される仕様書（以下「本仕様書」といいます。）を非独占的に使用することを許諾します。

3. 当社は、お客様に関する情報の登録にあたって取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第6条（本APIの利用）

1. お客様は、本契約の有効期間中、本目的の範囲内で本仕様書に定める方法に従い、本APIを利用することができます。但し、お客様は、本APIにつき、再許諾、貸与その他の処分をできません。
2. 当社は、お客様に対し、当社が指定する方法で本APIを利用する上で必要となるAPIキー（以下「APIキー」といいます。）を発行します。なお、お客様は、APIキーの管理に関して一切の責任を負います。
3. お客様が本アプリケーションをお客様の顧客に利用させる場合は、当該本アプリケーションに本APIを利用した旨を表示しなければなりません。
4. 本APIを利用するのに必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、お客様の費用と責任において行います。
5. お客様は、自己の本APIの利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じます。

第7条（利用料金）

お客様は、本APIを無償で利用することができます。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様は、本APIの別途定められた利用料金を支払う必要があります。

- (1) 当社が、予め有償となる旨を当社ウェブサイト上において掲載し、又は、その他の合理的な方法でお客様に告知した場合
- (2) お客様に適用される本サービスのライセンス等の条件として、本APIの利用に関する別段の定めがある場合
- (3) お客様による本APIの利用回数やデータ転送量等が当社の想定基準を超え、他のお客様に対する本APIの提供に支障を来す場合等、当社が当該お客様に対する利用制限等が必要と判断した場合

第8条（プレス等）

お客様は、本APIとの連携に関するプレスリリースを行う場合、当該プレスリリースの時期及び内容について、当社の事前の承諾を得るものとします。

第9条（本契約の契約期間）

1. 本契約は、本契約の成立日から当社が本契約に基づく本APIの提供を終了する日までとします。但し、第10条第4項の場合は、この限りではありません。
2. 前項の定めに関わらず、お客様は、本契約に基づく本APIの使用を中止することにより、いつでも本契約を終了することができます。

第10条（本APIの停止、中断、変更、追加及び終了等）

1. 当社は、いつでも、自己の裁量において、お客様に通知することなく、お客様に対し、本APIの全部又は一部の提供を停止することができます。また、当社がお客様に対して本APIの利用の停止を求めた場合には、お客様は、直ちに本APIの利用を停止します。

2. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本APIの全部又は一部を一時的に中断することができます。

- (1) 本API用のハードウェア、ソフトウェア、通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
- (2) アクセス過多その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
- (3) 当社又はお客様のセキュリティを確保する必要が生じた場合
- (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
- (5) 天災、台風、地震、停電、火事、労働争議、騒乱、伝染病、法令等の変更その他当社の管理の及ばない事情等（以下「天災等」といいます。）の不可抗力により本APIの提供が困難な場合
- (6) その他前各号に準じて当社が必要と判断した場合

3. 当社は、本APIの運用上必要と判断した場合には、お客様による本APIの利用に一定の制約（本APIへのアクセス回数、アクセス時間の制限、本API用のURL及び当社の知的財産権（第14条第1項に定義します。以下同じです。）へのアクセス制限等）を設けることができます。当社は、お客様に事前の通知をすることなく、本APIの全部又は一部の変更、バージョンアップ又は追加等をすることができます。

4. 当社は、当社の判断により、本APIの提供の全部又は一部の提供を終了することができます。当社は、当社の判断により本APIの全部又は一部の提供を終了する場合、当社が適当と判断する方法で事前にお客様にその旨を通知します。但し、緊急の場合はお客様への通知を行わない場合があります。

第11条（当社の責任）

1. 当社は、本APIを現状有姿で提供するものとし、本APIの内容の追加、変更、又は本APIの停止、中断、終了等によってお客様に生じた如何なる損害についても、一切の責任を負いません。

2. 当社は、本APIへのアクセス過多その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害等が生じたことによってお客様に生じた如何なる損害についても、一切責任を負いません。

3. 当社は、本アプリケーション（お客様側のサーバー等を含みます。）で発生した情報の漏えい等によってお客様に生じた如何なる損害についても、一切責任を負いません。また、当社が第三者から当該原因に基づく損害等を請求された場合、お客様は、その損害、損失、費用等の一切を当社に補償するものとします。

4. 当社は、本APIの完全性、正確性、確実性、有用性、適法性、可用性等に関して、明示的か黙示的かに関わらず、いかなる種類の保証も行いません。

5. 当社は、お客様によって登録される情報を監視又は保存する義務を負いません。

6. 当社は、本契約の定めに違反したことによってお客様に損害を与えた場合、当該損害（通常生ずべき損害、特別の事情によって生じた損害、逸失利益、直接損害、間接損害、懲罰的損害を含みますが、これらに限られません。）について一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合については、当社に適用される法令等の範囲内で責任を負います。

第12条（本アプリケーションの運営）

1. お客様は、本アプリケーション及びこれに関連するサービス（以下「本アプリケーション等」といいます。）についてはお客様が制作及び運営するものであり、お客様が本アプリケーションに関する責任を負うことを合理的な方法にて明示します。

2. お客様は、本アプリケーション等の制作及び運営にあたり、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法その他お客様に適用される法令等を遵守します。

第13条（禁止行為）

1. お客様は、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけません。

(1) 以下のいずれかに該当する内容を含む本アプリケーションを制作すること

- ① 法令等又は本規約に違反する内容
- ② 当社又は第三者の権利を侵害する内容
- ③ 犯罪行為に関わる内容、差別的表現その他公序良俗に反する内容
- ④ アダルトコンテンツ、不潔又はグロテスクなコンテンツ等、一般人が不快感を覚える内容
- ⑤ 特定の政治的又は宗教的な内容
- ⑥ 閲覧者に誤解を与えるおそれのある内容
- ⑦ 閲覧者に対しクリックを依頼又は嘆願する内容
- ⑧ 当社との提携関係を明示的又は暗示的に表示する内容
- ⑨ その他当社が不適当と認めた内容

(2) コンピューターウィルスを埋め込む等の方法により、当社又は第三者のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の適切な動作を妨害、破壊若しくは制限し、又はそのおそれのある行為をすること

- (3) 本APIを通じて提供されるプログラムを複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリングを行うこと
- (4) 本APIを使用して当社と競合し、又は競合するおそれのあるサービスを提供すること
- (5) 本APIを通じて得た情報を、本目的以外に使用、複製又は改変すること
- (6) 本アプリケーションの制作及び運営にあたり、当社の商号又は商標と同一若しくは類似の文字列を含むURLを使用すること
- (7) 前各号に類する行為その他当社が禁止する行為

2. 当社は、お客様が前項に該当する行為を行っている場合、又はそのおそれがあると判断した場合、お客様に対し、本アプリケーション等の全部又は一部の提供の停止又は削除を求めることができ、お客様は、直ちにこれに従います。

3. お客様は、本APIを通じて取得した個人情報（以下「本件個人情報」といいます。）について、自己の責任と費用にて適切に管理するものとします。なお、お客様は、本件個人情報の利用目的について、当該個人から事前の同意を取得するものとし、当該利用目的以外で利用者情報を利用しないものとします。

4. 当社は、お客様による本件個人情報の管理が不十分であると認めるときは、当社が必要と判断する措置を講じるようお客様に求めることができます。

5. お客様は、当社から要請があった場合、本件個人情報を直ちに削除します。

第14条（知的財産権）

1. 本APIに係る知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上若しくは営業上のノウハウ、アイディアその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施検討の権利を含み、以下「知的財産権」といいます。）は、当社に帰属するものとし、お客様は、本規約に明示的に規定される場合を除き、いかなる権利も取得しないものとします。

2. お客様は、本APIに係る知的財産権を、第三者に譲渡、賃貸、サブライセンスその他の処分（担保権の設定を含みます。）を行うことができません。

第15条（商標）

当社及びお客様は、相互に、相手方の事前の書面による承諾を得た上で、相手方が保有する商標、ロゴ等を使用することができます。

第16条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、本API及びこれを通じて相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、書面若しくは電磁的方法により秘密である旨を明示して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で、開示後10日以内に書面又は電磁的方法により内容を特定した情報を意味します。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報には該当しません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- (4) 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 本APIに関して、お客様が当社に支払う利用料金の金額・内訳に関する情報は、当社の秘密情報とみなされます。

3. 当社及びお客様は、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除いては、秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。但し、当社及びお客様は、法令等に基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令等の定めに基づく開示先に対し開示することができます。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講じます。

5. 当社及びお客様は、秘密情報を本目的の範囲でのみ使用し、本目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、相手方から事前の書面による承諾を受けなければなりません。

6. 当社及びお客様は、秘密情報を本目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員に限り開示することができ、本規約に基づきお客様が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に対し、退職後も含めて課さなければなりません。

7. 本条の規定は、本契約終了後も3年間存続します。

第17条（本規約上の地位の譲渡等）

お客様は、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、本規約に基づく利用者の権利若しくは義務、又は本規約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分を行うことができません。

第18条（本契約の解除）

当社及びお客様は、相手方が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除できます。

- (1) 本規約の定めに違反したとき
- (2) 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はこれに類する事態が生じたとき
- (3) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき

(5) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り、又は破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続等の倒産処理手続の申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをしたとき

(6) 合併によらずに解散したとき

第19条（損害賠償）

1. お客様は、本規約に違反することにより、本APIの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償しなければなりません。

2. お客様の責に帰すべき事由に起因して、当社が、第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、お客様は、当該請求に基づき当社が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当社が負担した金額（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償しなければなりません。

3. お客様は、本APIをお客様の自己責任に基づいて利用し、お客様の本APIの利用によって発生する一切の損害について、当社がその賠償責任を負わないことを承諾します。

4. 前項にかかわらず、当社が法令等その他何らかの事由により当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の故意又は重大過失によりお客様に通常生ずべき損害（逸失利益を除きます。）に限られます。

第20条（不可抗力）

当社は、天災等の不可抗力による本契約上の債務不履行につき何ら責任も負いません。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社又はお客様が第1項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、相手方は、当該違反の有無につき、当社又はお客様の調査を行うことができ、当社又はお客様は、これに協力します。また、当社及びお客様は、自己が、第1項のいずれかに違反

し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知します。

4. 当社又はお客様が前三項のいずれかに違反した場合は、本利用契約の全部又は一部につき自己の有する期限の利益を喪失し、相手方は、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本利用契約の全部又は一部を解約できます。

5. 当社又はお客様が本利用契約の履行に関して委託先を起用している場合において、かかる委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含みます。）が、反社会的勢力又は第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、相手方は、該当する委託先を起用している当社又はお客様に対し、該当する委託先が当事者となる契約の解約その他必要な措置を講ずるよう求めることができます。また、相手方がかかる措置を講ずるよう求めたにも拘らず、当社又はお客様が正当な理由なくこれを拒否した場合、相手方は当社又は会員の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本利用契約を解約できます。

6. 当社及びお客様は、前二項に基づく解約により解約された相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負いません。

第22条（独立の当事者）

当社とお客様の間の関係は独立した契約者であり、本契約の締結をもってお互いの法的パートナーや雇用関係、代理人を構成しません。

第23条（権利非放棄）

当社がお客様に対して本契約のいずれかの規定の履行を要求せず、又はその要求が遅れた場合でも、その権利又は規定を放棄したとはみなされません。

第24条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及びお客様は、無効若しくは執行不能とされた条項の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意します。

第25条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。

2. 本契約に関する訴訟については、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2021年8月10日制定及び施行

2022年10月17日一部改訂